

三木市地域密着型サービス事業者公募要項

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

令和3年9月

三木市健康福祉部介護保険課

1 公募の趣旨

三木市では、「三木市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3年度～5年度)」に基づき、介護保険施設等の基盤整備を進めています。

本公募は、地域密着型サービスの充実に向け、質の高いサービスと適正な運営の確保を目的として、より良いサービス提供ができる事業者を公平・公正に選考するため行うものです。

2 公募する地域密着型サービス

公募するサービス種別、募集事業者数及び募集圏域は次のとおりです。

サービス種別	募集数	募集圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型・連携型いずれでも可)	1	三木市西部圏域 または南部圏域



3 応募の資格

次の条件をすべて満たす者としします。

- (1) 応募時点で法人格を有していること。
- (2) 長期的に安定した事業運営ができること。
- (3) 資金計画及び事業計画に基づく確実な事業実施が見込まれること。

- (4) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の規定に該当しないこと。
- (5) 県または市町村等の指導監査における指摘事項が改善済み、または法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。
- (6) 応募法人の代表者及び役員が三木市暴力団排除条例(平成24年三木市条例第1号)第2条第2項に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4 応募の要件

- (1) 令和4年3月1日までに事業者指定を受けサービスを開始すること。
- (2) 運営に当たっては、介護保険法、老人福祉法、生活保護法等関係法令を遵守し適正な事業を実施すること。

5 応募方法

- (1) 提出書類
「提出書類等一覧」のとおりとする。
- (2) 受付期間
令和3年9月15日(水)～10月8日(金)(土日祝日は除く)
受付時間：午前9時～午後5時
- (3) 提出場所及び問い合わせ先
三木市役所 介護保険課 認定審査係
電話 0794(82)2000 内線2352
担当 錦織・井手
- (4) 提出方法
 - ① 提出書類は、介護保険課の窓口に直接持参の上、10部(正本1部、副本9部)提出してください。
 - ② 提出書類は、表紙を付けた左綴じとし、各書類はページ下の中央にページ番号を付けた上で、目次を付けてください。
 - ③ 原則としてA4縦で作成し、右端にインデックスを貼付した上で、ファイル等に綴じてください。
 - ④ 提出に必要な様式類については、三木市ホームページに掲載してい

ます。

⑤ 受付期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しないほか、受付期間内に、必要な資料が全て整わない場合や本市から別に期間を定めて行う募集資料の補正や追加等に応じられない場合には、応募を辞退したものと処理します。

(5) 公募に関する質疑及び回答

内容について質問がある場合、次の要領により提出してください。

- ① 受付期間：令和3年9月15日（水）～9月29日（水）
- ② 受付方法：別紙「質問票」に記載し、電子メールにより提出
- ③ 回答方法：質問の回答は電子メールで行います。質問及び回答を三木市ホームページで公開する場合があります。
- ④ 提出先：三木市健康福祉部介護保険課
(Email: kaigo@city.miki.lg.jp)

(6) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（様式11）を提出してください。

6 事業者の選考

(1) 審査の方法

- ① 一次審査では、応募資格及び法定基準に適合しているか否かの書類審査を行います。
- ② 二次審査では、応募者によるプレゼンテーションの後、選考委員によるヒアリングを実施します。（応募者の出席は3名以内とし、説明時間は1事業者につき25分以内とします）
- ③ 選考基準は、別紙「三木市地域密着型サービス事業者公募審査基準表」のとおりとします。

なお、審査の結果、得点が審査基準の6割に満たない時は、予定事業者なしとする場合があります。

(2) 選考結果

- ① 選考結果は、文書により通知します。結果についての異議申し立てには応じません。
- ② 予定事業者を三木市ホームページで公表します。

7 補助金について

三木市地域介護拠点整備費補助金交付要綱及び三木市定期巡回・随時対

応サービス事業者参入促進事業補助金交付要綱に基づき次の経費を補助します。

補助種目	補助の区分上限額	内容
地域密着型サービス等の整備費	5,940千円	事業所整備の際に必要な工事費等
介護施設等の施設開設準備	14,000千円	事業所開設の際に必要な初度経費(備品購入費、開設前6ヵ月間の介護、看護職員を訓練等のため雇用する経費、職員募集経費、開設のための普及啓発経費など)
定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業(人件費補助事業)	【補助基準額】 ・単独事業所 11,448千円 ・特養、老健併設 10,494千円 ・サ高住、有料併設 5,724千円	「補助対象経費」と「補助基準額」を比較しいずれか低い額 【補助対象経費】 月末時点の利用者数が21人未満の月に支出した人件費から定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る介護報酬収入及び利用者収入を差し引いた額の合計額(補助対象期間：最大12ヵ月)
定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業(賃借料補助事業)	【補助基準額】 2,520千円	開設に必要な事務所に係る賃借料(ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な部分に限る。)の2/3(補助対象期間：最大36ヵ月)

※補助金の交付は県との協議等により決定されます。また、県・市の予算措置の影響を受けます。協議・予算措置の状況によっては、補助金の交付が受けられない場合や減額の場合もありますのでご了承ください。

8 スケジュール

時期	スケジュール
令和3年9月15日(水)	公募開始

令和3年9月15日(水) ～9月29日(水)	質問受付
令和3年10月8日(金)	応募締め切り
令和3年10月上旬	第一次審査(書類審査)
令和3年10月中旬	第一次審査結果通知
令和3年10月下旬	第二次審査(プレゼンテーション)
令和3年10月下旬	第二次審査結果通知、事業者の公表
令和3年11月～	事業所指定手続き、開設準備
令和4年3月1日(火)まで	事業開始

9 提出書類等一覧

	提出資料	部 数	様式・内容
1	地域密着型サービス事業者公募申込書	1	様式1
2	開設前(開設準備)資金計画書	1	様式2 ・借入金返済計画(任意様式) ・事業立ち上げに係る経費、資金調達等を記載してください。
3	資金収支見込書	1	様式3 ・開設年度から2年間の収支計画を記載してください。
4	事業計画提案書	1	様式4
5	事業計画概要書	1	様式5
6	設備・備品等一覧表	1	様式6
7	従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	1	様式7 ・申請する事業に係る従業員全員(管理者含む)について記入してください。 ・資格が必要な職種は、資格証等の写しを、氏名を記載した順に揃えて添付し、

			<p>資格証等を原本証明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則（就業規則がない場合は、従業員の勤務時間等の定めがわかるもの）を添付してください。 ・その他の注意事項は「(様式7) 記入例 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」のとおり。
8	管理者の経歴書	1	様式8
9	利用者からの苦情を処理するために講じる措置の概要	1	<p>様式9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の事項について、具体的かつわかりやすく記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）・担当者の設置 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 3 その他参考事項
10	誓約書		様式10
11	法人登記簿謄本		直近3カ月以内に発行されたもの
12	法人の定款		

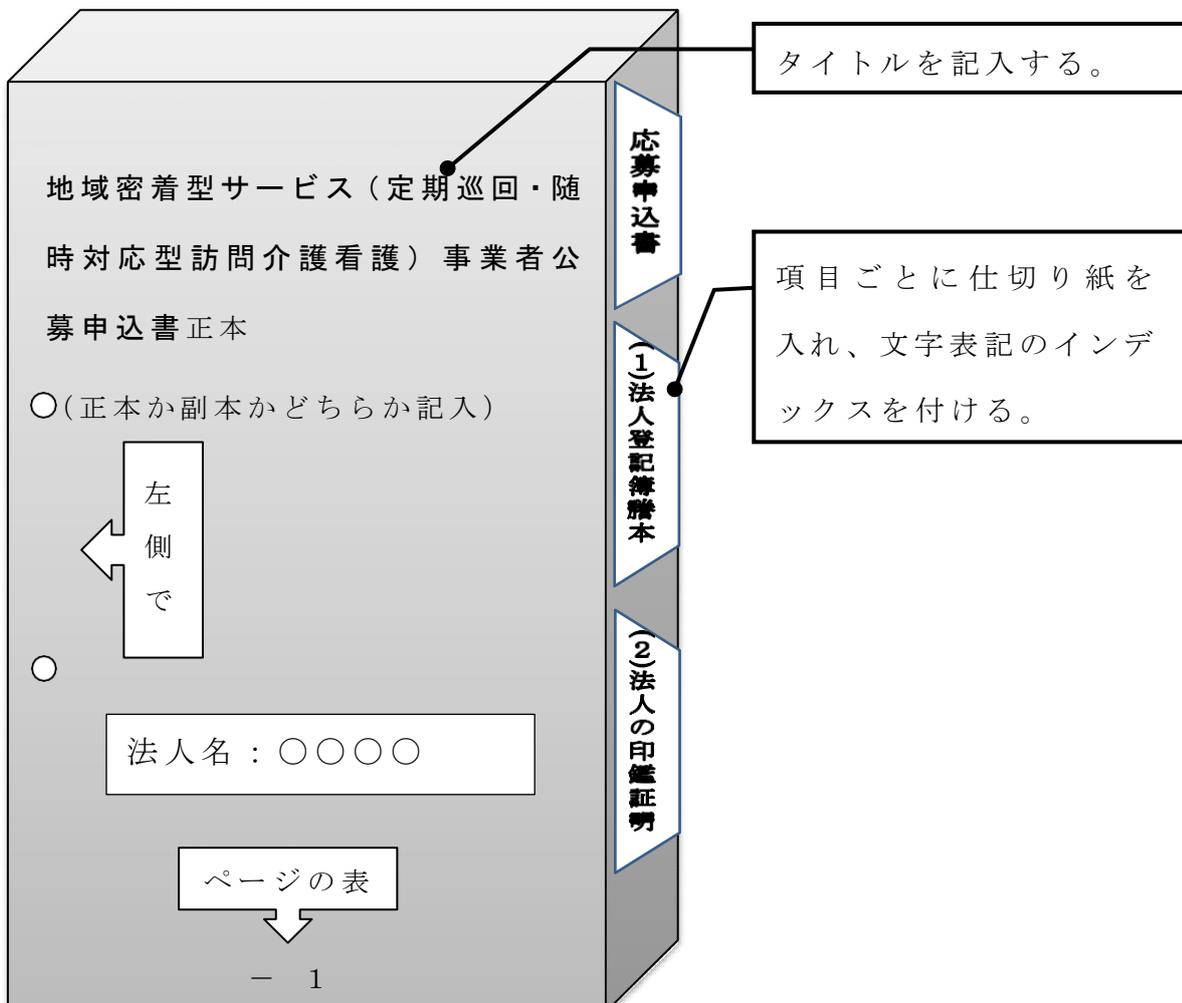
10 その他の提出書類

	提出資料	部数	様式・内容
1	辞退届	1	様式11
2	質問票	1	様式12

1.1 提出書類の体裁

提出書類の体裁は、必ず次に記す内容のとおり整えてください。

- (1) 全体にページと、目次を付けてください。
- (2) 大項目ごとに仕切り紙を入れ、提出書類の項目名インデックスを付け、全体をバインダー等で綴ってください。
- (3) バインダーの表紙には、「地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）事業者公募申込書」、「正本」か「副本」、法人名を記入してください。また、同様にバインダーの背表紙にも記載してください。
- (4) 書類は原則としてA4縦で作成してください。
- (5) 文字の大きさは明朝体12ポイントを基準としてください。（表題や強調等のため書体、ポイントを変更することは可です。）



※体裁が適切でない申込書は受け付けませんので、御了承ください。

1 2 注意事項

- (1) 事業の開始までに市と協議の上、提案された事業の内容等を一部変更していただく場合があります。
- (2) 予定事業者として選考された場合であっても、指定を確定したものではありません。
- (3) 提出資料については、返却しません。
- (4) 他の応募法人の整備計画の内容に関する問い合わせについては、一切応じません。
- (5) 提出資料作成に係る費用は、応募法人の負担とします。
- (6) 本整備計画における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募法人の責任に帰する事項であり、本市はその責任を負いません。また、求償権等の行使についても同様です。
- (7) 提出等に虚偽事項の記載があった場合には、選考を取り消す場合があります。
- (8) 市で受理した書類は公文書となります。このため、三木市情報公開条例の規定に基づき、開示される場合があります。